

大牟田市まちなか老朽危険家屋除却促進寄付受け事業の概要

本市の中心市街地（まちなか）には、所有者のご事情により、使用されず適正に管理されていない老朽化した空家が点在し、景観の阻害などの環境悪化や不動産の流通・更新を妨げるなど、エリアの価値を下げる要因となっています。

当事業は、本市がこのような空家の建物と土地の寄付を受け、建物を除却することで、不動産の流通や利活用の促進と環境改善による、まちなかの再生・活性化を目的としています。

当事業では対象となる物件等の要件があります。以下にお示ししますので、老朽化した空家の所有者の方で、当事業にて本市への建物・土地の寄付を希望される方は、「まちなか活性化推進室」までご相談ください。

○事業の対象となるエリア【要綱第4条関係】

当事業では、右図に示す赤線で囲んだ、新栄町駅周辺から大牟田駅周辺の概ね100ヘクタールの区域内にある空家等が対象となります。

【注】これ以外の区域は当事業の対象となりませんのでご注意ください。



※写真はイメージです。



○事業の対象となる建物や土地の要件【要綱第4条関係】

※主な要件を以下に記載しています。他の要件も要綱等でご確認ください。

【建物の要件】

- ・木造建築物又は軽量鉄骨造建築物であること。
- ・本事業で定める建築物の老朽度の判定基準の点数を超えるもの。
- ・建物が共有の場合は、共有者から同意が得られること。
- ・物権又は賃借権が設定されていないこと。
- ・長屋の一部を寄付及び除却を行おうとする場合は、長屋の建物の共有者等から同意が得られること。

【土地の要件】

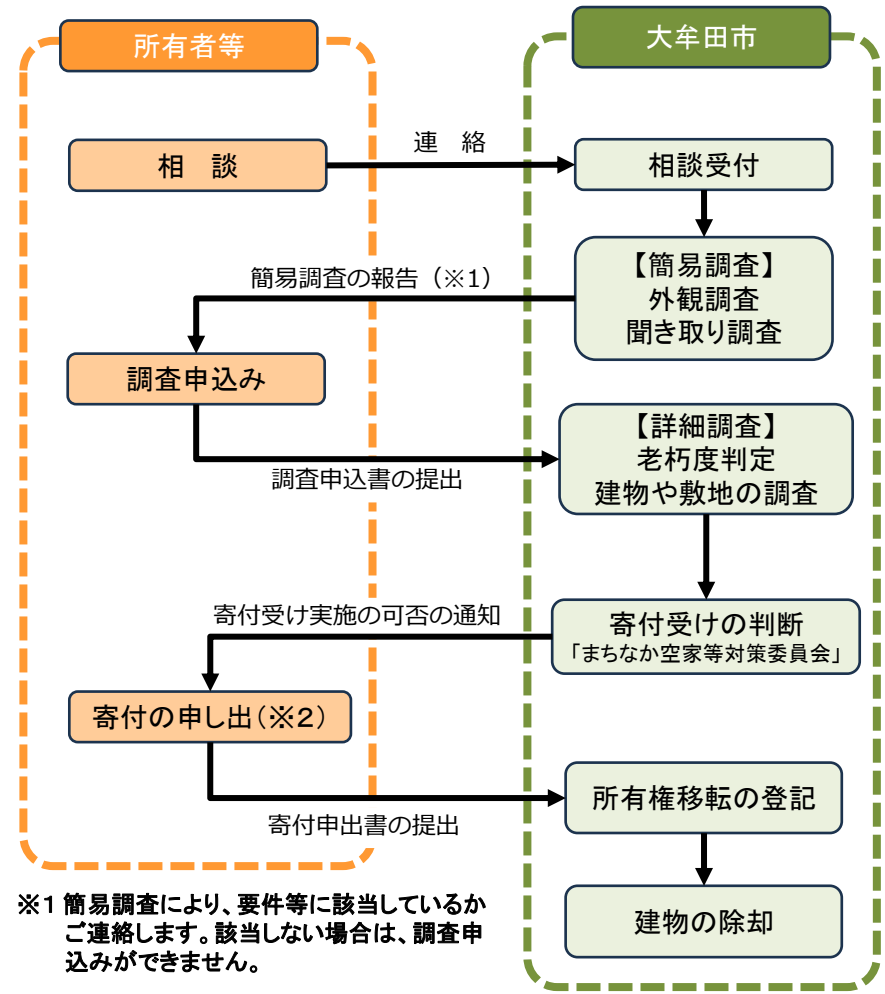
- ・建物が共有の場合は、共有者から同意が得られること
- ・物権又は賃借権が設定されていないこと。
- ・寄付等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。
- ・隣接地との境界紛争や他の建物等が境界を越えているなど維持管理に支障をきたすおそれがないこと。
- ・建築基準法の道路に接していること。

○事業の対象者(寄付できる方)【要綱第5条関係】

※以下の要件に全て該当する方が対象です。

- (1) 空家等の所有者または共有者
- (2) 本市の市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者

○事業の手続き等の流れ



※1 簡易調査により、要件等に該当しているかご連絡します。該当しない場合は、調査申込みができません。

※2 相続が発生している場合は、相続登記が完了してから、寄付の申し出が行えます。

【お問い合わせ先】 大牟田市まちなか活性化推進室
電話 0944-85-0468(直通) / ファックス 0944-41-2751
eメール e-machinakaks01@city.omuta.fukuoka.jp